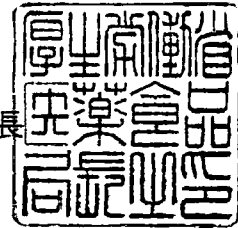


平成 18 年 3 月 23 日

都 道 府 県 知 事 殿
各 地 方 厚 生 (支) 局 長 殿

厚生労働省医薬食品局長



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を
指定する政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

平成 18 年 3 月 23 日政令第 59 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号。以下「政令」という。）が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了解の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

第 1 政令改正の概要等

1. 改正の概要

次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用を有すること及び同種の濫用のおそれ確認されたことから、これらを新たに麻薬として指定するため、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」を改正したものである。

- ① 2－（2－クロロフェニル）－2－（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）
- ② 2・5－ジメトキシ－4－（プロピルチオ）フェネチルアミン
- ③ N－メチル－ α －エチル－3・4－（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名 MBDB）

2. 政令改正の内容

次の 3 物質を麻薬に指定したこと。（第一条関係）

- ① 2－（2－クロロフェニル）－2－（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）及びその塩類
- ② 2・5－ジメトキシ－4－（プロピルチオ）フェネチルアミン及びその塩類
- ③ N－メチル－ α －エチル－3・4－（メチレンジオキシ）フェネチル



アミン（別名MBDB）及びその塩類

3. 施行期日

公布の日（平成18年3月23日）から起算して30日を経過した日（平成18年4月22日）から施行されるものであること。

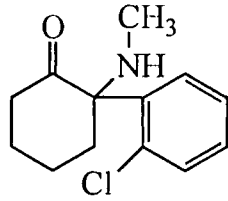
ただし、2-（2-クロロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）については、多くの医療機関で医薬品として利用されており、流通経路での麻薬保管施設等の設置や、麻薬施用者免許等の免許手続等、円滑な施行のための準備に相当期間を要するため、平成19年1月1日から施行することとする。

第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

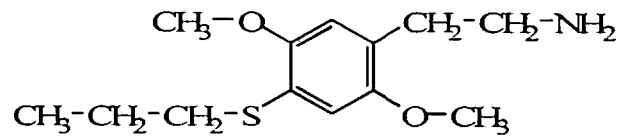
- ① 医薬品製造業者、医師、歯科医師、獣医師、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、2-（2-クロロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）等を継続して取り扱う場合には、施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法の規制の適用を受けることとなるので、施行日までにあらかじめ麻薬施用者、麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、麻薬指定後の記録、保管、届出等規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、2-（2-クロロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）等を取り扱う場合には、既に指定された麻薬と同様に麻薬指定後の記録、保管、届出等規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ 上記①、②について、麻薬及び向精神薬取締法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量は、平成18年4月22日現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
ただし、2-（2-クロロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）については、平成19年1月1日現在の在庫量を記載するよう指導されたいこと。
- ④ 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が所有している2-（2-クロロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）等について、今後必要としないものについては、所有権放棄の指導を行うこと。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い状況に応じた措置をとられたいこと。

第3 物質の構造式等

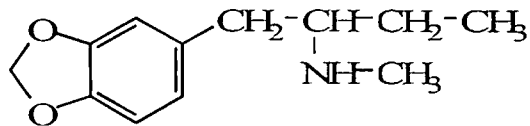
- ①化学名：2-（2-クロロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサノン
通称名：ケタミン
構造：



- ②化学名：2・5－ジメトキシ－4－（プロピルチオ）フェネチルアミン
 通称名：2C-T-7
 俗 称：T7、Blue Mystic、ZOOM
 構 造：



- ③化学名：N－メチル－ α －エチル－3・4－（メチレンジオキシ）フェ
 ネチルアミン
 通称名：MBDB
 俗 称：EDEN、BLISS
 構 造：



政令第五十九号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六十九号を第七十二号とし、第五十四号から第六十八号までを三号ずつ繰り下げ、第五十三号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六 N－メチル－ α －エチル－三・四－（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名M B D B）及びその塩類

第一条中第五十二号を第五十四号とし、第二十六号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第二十五号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 二・五－ジメトキシ－四－（プロピルチオ）フェネチルアミン及びその塩類

第一条中第二十四号を第二十五号とし、第九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 二―（二―クロロフェニル）―二―（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第一条第八号の次に一号を加える改正規定は、平成十九年一月一日から施行する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（麻薬） 第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。 一八 （略） 九二（ニークロロフェニル）ー二（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）及びその塩類 十二十六 （略） 二十七 二・五ジメトキシー四（プロピルチオ）フェネチルアミン及びその塩類 二十八 五十五 （略） 五十六 Nーメチルーαーエチルー三・四（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名MBDB）及びその塩類 五十七 七十二 （略）	（麻薬） 第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。 一八 （略） （新設） 九二十五 （略） （新設） 二十六 五十三 （略） （新設） 五十四 六十九 （略）